２　マンション管理士登録申請書には、法第三十条第一項各号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

３　（略）

４　第二項の誓約書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

（死亡等の届出）

第三十一条　マンション管理士が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該マンション管理士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者（第三号の場合にあっては、当該マンション管理士の同居の親族）若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証（同号の場合にあっては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書）を添え、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十条第一項各号（第三号及び第六号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

三　精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合

（添付書類）

第五十三条　法第四十五条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（削る）

三　登録申請者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において同じ。）及び事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

四～十一　（略）

２　（略）

３　国土交通大臣は、登録申請者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

４　法第四十五条第二項並びに第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第十一号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第十二号によるものとする。

２　マンション管理士登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号の書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。

一　成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

二　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

三　法第三十条第一項第二号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

３　（略）

４　第二項第三号の誓約書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

（死亡等の届出）

第三十一条　マンション管理士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

（新設）

（添付書類）

第五十三条　法第四十五条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一・二　（略）

三　登録申請者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下本条において同じ。）及び事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

四　登録申請者及び事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

五～十二　（略）

２　（略）

（新設）

３　法第四十五条第二項並びに第一項第一号、第二号、第五号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第十二号によるものとする。